

記載事項の見直し(重点事業以外)

P16-P22 基本方針 I 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進

資料1

見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
前	乳幼児発育・発達相談	発達専門医(小児神経科医)による発育・発達に遅れや課題がある児童に対する相談を行うとともに、適切な医療や早期療育への助言を行う。	令和3年度開設予定の発達支援センターと連携して、事業の見直し等の検討を行う。	ネウボラ課
後			令和3年4月に開設した児童発達支援センターや令和4年1月に開設した診療所と連携を図っていく。	
理由	令和3年4月に児童発達支援センターが令和4年1月に診療所が開設し、今後、両施設と関係各課(地域包括ケア課、社会援護課、健康保険医療課(保健センター)、ネウボラ課等)にて、連携の方法について検討していくため。			

見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
前	心理相談	発達に遅れや課題のある児童の保護者に対し児童の個別の発達や特徴に応じた相談と助言を行う。必要に応じて、発達検査を実施する。	令和3年度開設予定の発達支援センターと連携して、事業の見直し等の検討を行う。	ネウボラ課
後			令和3年4月に開設した児童発達支援センターや令和4年1月に開設した診療所と連携を図っていく。	
理由	令和3年4月に児童発達支援センターが令和4年1月に診療所が開設し、今後、両施設と関係各課(地域包括ケア課、社会援護課、健康保険医療課(保健センター)、ネウボラ課等)にて、連携の方法について検討していくため。			

見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
前	妊婦健康診査	妊娠届出を提出した妊婦に対し、妊婦健康診査(14回)の助成を行う。医療機関において妊娠月週数に応じた問診、診察等により、妊娠経過、合併症及び偶発症について観察し、流・早産等の母・児の障害予防を行うとともに、必要な保健指導を実施する。	引き続き継続実施するとともに、妊婦が受診しやすい環境を整えるため委託契約医療機関を増やす。	ネウボラ課
後	妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査	妊婦健康診査は、妊娠月週数に応じた問診、診察等により、流・早産等の母・児の障害予防を行うとともに、必要な保健指導を実施する。 産婦健康診査は、概ね出産後1か月以内に母体の身体的機能の回復、授乳状況及びこころの健康等の必要な診査・検査を行い、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備を図る。 新生児聴覚スクリーニング検査は、生まれて間もない赤ちゃんを対象に耳のきこえの検査を行い、きこえの問題の早期発見と適切な指導を実施する。	引き続き継続実施するとともに、妊産婦が受診しやすい環境を整えるため、妊産婦及び医療機関の希望に応じ委託契約医療機関を増やす。	ネウボラ課
理由	従来から実施している妊婦健康診査費の助成に加えて、令和3年度から新生児聴覚スクリーニング検査費の助成、及び令和4年度から産婦健康診査費の助成事業を開始したため。			

見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
前	こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	助産師又は保健師等が、生後4か月までのお子さんがあるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、心身の状況及び養育環境などの把握を行い、相談に応じ助言その他の支援を行う。	産後うつ等の早期発見・早期治療、育児支援のため、スリーシートを実施し、必要な方は支援事業へつなげていく。 さらに各健診の問診を統計分析による根拠に基づく質問項目へ変更するための検討を行う。	ネウボラ課
後			<u>産後うつ等の早期発見・早期治療の観点から、令和4年度より産婦健康診査の助成事業開始に合わせてスリーシート等を実施している。支援の必要な方へは早期介入し、支援へつなげていく。赤ちゃん訪問の時期も2か月に以内の実施を目指している。</u>	
理由	早期介入し、必要時に支援へつなげられるよう事業の実施時期を見直したため。			

見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
前	生活困窮世帯への支援	経済面だけでなく、健康や家庭、生活面などにも課題を抱える生活困窮世帯の自立を支援するため、和光市生活困窮者自立支援計画に定める各事業を実施する。	引き続き各事業を実施し、経済的困窮により養育環境に課題を抱えた世帯に必要な支援を行う。	地域包括ケア課 社会援護課
後				地域包括ケア課
理由	令和2年4月1日付けの組織改正により、分掌事務の変更があったため。			

見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
前	就学相談・就学支援委員会	市内小中学校の校長や教頭、特別支援学級の担当教員や教育支援センターのスタッフ等が、市内在住の児童・生徒及び就学予定者で、教育上の特別な配慮を要すると思われる児童の就学に関し、心配事やお困りごとのある保護者の相談支援を実施する。	就学相談の事前周知の徹底により、就学相談件数が大幅に増加している。相談体制組織及び相談の進め方等について改善を図る一方で、個々のケースを大切にしたい相談の質は今後も維持をしていく。	学校教育課 地域包括ケア課 社会援護課 ネウボラ課
後		市内小中学校の校長や教頭、特別支援学級の担当教員や教育支援センターのスタッフ等が、市内在住の児童・生徒及び就学・進学予定者で、教育上の特別な配慮を要すると思われる児童の就学に関し、心配事やお困りごとのある保護者の相談支援を実施する。		学校教育課 地域包括ケア課 社会援護課 ネウボラ課 保育サポート課
理由	就学相談には進学予定者も含まれているため、事業概要に追加した。 また、令和4年度より就学支援委員会に保育サポート課も出席しているため、担当課に追加した。			

P23-P27 基本方針Ⅱ 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実

見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
前	ショートステイ・トワイライトステイ (子育て短期支援事業)	子育て短期支援事業は、保護者の急な疾病等により児童の養育が困難になった際に、短期的に児童養護施設等で子どもの養育・保護を行う事業である。当市においてはファミリー・サポート・センター事業や緊急サポート事業において宿泊保育を実施している。(事業詳細についてはファミリー・サポート・センター事業を参照) 産後ケア事業として新生児およびその産婦を対象としてショートステイ(母子一体)を実施する。産後親族等支援者の支援を受けることが難しい家庭や、産婦の身体・精神的に支援を要する家庭について、看護師や助産師が常駐する施設においてケアを行う。	社会的養護を伴う児童の短期預かりについて、実際のニーズ等を把握したうえで、整備について検討を行う。	ネウボラ課
後			<u>顕在化したニーズ量としては直ちに新規の基盤整備を伴う状況ではないが、今後の潜在的なニーズの顕在化も想定し、必要な支援体制については検討を継続していく。</u>	ネウボラ課 地域包括ケア課
理由	令和2年4月に、子ども家庭総合支援拠点整備が完了したため、担当課にその所管である地域包括ケア課を追加した。 また、令和2、3年度において保護者の一時的な養育困難を主訴として、児の擁護を行った案件は数件存在するが、いずれもが既存のサービス利用と児童相談所の一時保護等の併用等により対応されているため、方向性を見直した。			

見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
前	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	生後44日から12歳までの子どものいる家庭において、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と手助けできる人(協力会員)による、地域における相互援助活動を実施する。	引き続き協力会員の(有償ボランティア)の力を活用して、地域互助により育児負担の軽減を図る。併せて、協力会員数の増加及び活動率の向上を図るため、協力会員の養成講座についても、実施方法や回数、講座内容等ニーズを踏まえた検討を行う。	ネウボラ課
後		生後57日から12歳までの子どものいる家庭において、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と手助けできる人(協力会員)による、地域における相互援助活動を実施する。		ネウボラ課
理由	ファミリー・サポート・センター事業の産前・産後サポート事業について、令和3年4月1日から対象者が生後56日までとなり、それに伴いファミリー・サポート・センター事業の対象者が57日から変更となったため。			

P28-P34 基本方針Ⅲ 次世代を担う青少年への支援

見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
前	児童センター・児童館における中高生への夜間開放事業	中高生に対し、施設の開館時間の延長により利用できる環境を整え、安心して過ごすことができる居場所を確保する。	恒常的な開館時間の延長や、多様な目的に対応できる居場所となる環境の整備を進め、中高生にとって魅力ある居場所とする。新設する総合児童センターにおいて開館時間の延長や多様な活動スペースを確保し中高生の居場所づくりの充実を図る。	保育施設課
後			恒常的な開館時間の延長や、多様な目的に対応できる居場所となる環境の整備を進め、中高生にとって魅力ある居場所とする。新設した総合児童センターにおいて開館時間の拡充や多様な活動スペースを確保し中高生の居場所づくりの充実を図る。	
理由	総合児童センターが令和3年12月4日に新設されたため。			

見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
前	学校教育相談	市内全ての小・中学校に設置している相談室において、小・中学校に教育相談員、中学校にはさわやか相談員を配置し児童生徒の相談支援を行う。さらに小学校においてもスクールカウンセラーの巡回相談を実施することにより学校における相談体制の充実を図る。	スクールカウンセラーの配置をはじめとする援助資源を活用し、学校の現状を十分に考慮した上で、効果的な支援体制が図れるように努める。	学校教育課
後		市内全ての小・中学校に設置している相談室において、小・中学校に教育相談員、中学校にはさわやか相談員を配置し児童生徒の相談支援を行う。さらにスクールカウンセラーの巡回相談を実施することにより小・中学校における相談体制の充実を図る。		
理由	スクールカウンセラーの巡回相談は小・中学校で行われているため。			

見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
前	いじめ問題対策連絡協議会	「和光市子供のいじめ防止条例」に基づき、いじめの防止にかかる市と学校、事業者、各関係との連携を図り、早期発見・早期対応に向けての協議を行う。	いじめをもれなく認知し、解決に向け具体的に対応していくために、教職員に改めていじめの定義を確認し、積極的な認知を行い、いじめの解消を図る。	学校教育課
後			いじめをもれなく認知し、解決に向け具体的に対応していくために、教職員に改めていじめの定義を確認し、積極的な認知を行い、いじめの解消を図るとともに、 <u>保護者や地域への啓発活動に努める。</u>	
理由	いじめの防止には保護者や地域の協力も得る必要があるため。			

P35-P42 基本方針Ⅳ 子どもが健やかに育つ環境整備

見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
前	プレーパーク事業	地域団体等と協働し、公園や児童センター・児童館等において、子どもの自由な発想による遊びを通じて、子どもの創造力、社会性及び健康的な発達を促す活動を実施する。	児童が市内のいずれのエリアに住んでいても参加できるよう広沢複合施設内にプレーパークを常設する。実施エリアの均衡を踏まえた公園等の活用により事業の充実を図る。 また、市民に対する認知度の向上と定着化を図る。	保育施設課
後			児童が市内のいずれのエリアに住んでいても参加できるよう広沢複合施設内にプレーパークを常設したぼうけん広場を活用し、事業の充実を図る。また、実施エリアの均衡を踏まえた公園等の活用により事業の充実を図り、市民に対する認知度の向上と定着化を推進する。	
理由	広沢複合施設がオープンし、施設内のプレーパーク事業が始まったため。			

見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
前	地域の公園等の遊び場の整備	各区画整理事業地域において新規公園を整備するとともに、既存の公園については、公園遊具の更新等の実施により、子どもの遊び場としての定着を図る。	市民の考えを反映させた公園整備を行っていく。	都市整備課
後				公園みどり課
理由	令和2年10月1日付けの組織改正により、分掌事務の変更があったため。			

見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
前	あそぼう会	保育園の園庭を開放し、日常の保育を通じて子育て家庭への支援を図るほか、保護者同士の交流などを行う。	当事者を基点として要支援世帯へのアプローチに努める。	保育サポート課
後			子育て家庭に対して保育の様子を見学する機会や遊び場を提供するとともに、保育士が専門家として、子育てに関する相談や助言等、必要な支援を行っていく。	
理由	参加する子育て家庭への支援をより具体的に示すため。			

見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
前	公園の安全確保	子どもの安心・安全な遊び場の確保のため、公園に設置している遊具等の点検を行うとともに公園の樹木を計画的に剪定し、公園内の見通しを確保する。	引き続き、遊具の点検や樹木の剪定を行い、子どもの安全確保に努める。	都市整備課
後				公園みどり課
理由	令和2年10月1日付けの組織改正により、分掌事務の変更があったため。			

見直し	事業名	事業概要	方向性	担当課
前	地域住民による公園の見守り体制の整備	ボランティアによる地域の見守り体制を創出する。	各圏域を網羅できる体制を整備するよう努める。	都市整備課
後				公園みどり課
理由	令和2年10月1日付けの組織改正により、分掌事務の変更があったため。			